

## 1 工業統計調査について

### (1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とします。

### (2) 調査の根拠

工業統計調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

### (3) 調査の期間

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの1年間の実績について、平成21年12月31日現在で調査したものです。

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E—製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）を対象に調査するものです。調査年の西暦末尾が0、3、5、8年に当たる年は全事業所を調査の対象（全数調査）としていますが、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象（裾切調査）としています。今回（平成21年）は、西暦末尾が9年に当たるので裾切調査として実施しています。

### (5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査及び乙調査の2種類で、区分は次のとおりです。

ア 甲調査 従業者30人以上の事業所

イ 乙調査 従業者29人以下の事業所

### (6) 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計申告により行っています。

### (7) 調査の項目

巻末に添付した調査票甲、調査票乙の様式を参照してください。

### (8) 集計及び公表

平成21年工業統計調査の本県における集計は、県独自に集計したものであり、経済産業省が発表する数値と相違することがあります。